

議第52号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正（平成29年政令第26号による改正）により，国民健康保険料の減額措置の対象世帯が拡大されることに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

減額措置の対象世帯の拡大

国民健康保険料の賦課額のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得判定基準を次のとおり変更し，減額措置の対象世帯を拡大します。

ア 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を265,000円から27万円に増額して世帯の所得判定を行います。

イ 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を48万円から49万円に増額して世帯の所得判定を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(保険料の減額)</p> <p>第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第8条又は第11条の2の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には，54万円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が，地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とす</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第8条又は第11条の2の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には，54万円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が，地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とす</p>

る。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に48万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～4 (略)

る。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に49万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2～4 (略)